

第1回 こども審議会 出産・子育て支援専門委員会 議事録

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまから第1回福岡県こども審議会出産・子育て支援専門委員会を開催させていただきます。皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、福岡県福祉労働部子育て支援課の山下と申します。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、本専門委員会の委員の皆様のご紹介でございますが、お手元の名簿のとおりとなっております。名簿は50音順で作成をさせていただいております。

本来であれば皆様に辞令の交付をさせていただくところでございますが、本日は議事時間が限られておりますので、皆様のお席に本日の資料と一緒に辞令を配布させていただいております。また本日オンラインでご出席いただいております委員の皆様、ご欠席の委員の方々におかれましては、後日、辞令を郵送させていただきます。どうぞご了承ください。

なお配布しております名簿の中で山下委員が出席となっておりますが、本日体調不良というご連絡をいただいております、急遽欠席となっておりますのでお知らせいたします。

本日は、委員総数16名のうちWEBによるご参加2名を含めまして、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。

それでは、専門委員会事務局より子育て支援課長の川越からご挨拶を申し上げます。

(子育て支援課)

皆様こんにちは。福岡県福祉協働部子育て支援課長の川越と申します。

本日は、大変お忙しい中、「第1回福岡県こども審議会 出産・子育て支援専門委員会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先週は親会の審議会の方が開催されまして、そこで安河内委員長にはご審議いただいておりますが、安河内委員長はじめ委員の皆様におかれましては、暑い中、お集まりいただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、日頃から本県のこども施策の推進に向けて、各分野でご尽力いただいておりますことを心より感謝申し上げます。

本日の専門委員会では、来年度から5か年を期間とする「福岡県こども計画」の策定に向けまして皆様からのご意見を頂戴したいということで、この場を設けさせてもらっているところでございます。

さて、我が国を振り返りますと、近年話題となっています合計特殊出生率が出ておりますが、出てくるニュースは過去最低というようなところばかりが飛び込んできているところです。

本県におきましても、実情直近のデータでは出生数が3万3942人、それから合計特殊出生率については、全国平均は1.20、本県は1.26というところではございますけれども、いずれもやはり過去年々下がってきているという状況となっております、なかなかこの少子化に歯止めがかかっていないという状況でございます。

また、この出生率と別の観点になりますけれども、こどもを巡る環境においては、児童虐待、それからいじめの話、さらには深刻なやはりこどもの自殺というようなもの、こういったものもなかなか歯止めがきいていない、減ってきていないというような状況がございまして、こどもを取り巻く、多くの問題が存在しているという状況でございます。

このような中、国においては昨年4月に「こども基本法」に基づきまして、こども家庭庁の設置というのでもございましたけれども、すべてのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりを目的に、従来の3つの個別大綱を「こども大綱」ということで一元化されております。

県におきましても、この国の「こども大綱」を踏まえまして、こども施策を総合的に推進したいと考えておりまして、「『人財』の育成」それから少子化対策、そしてこどもの貧困

の解消というものに向けまして、その対策といったものをこれまでそれぞれ計画を立てていたところですけども、この3つの計画を「福岡県こども計画」ということで、今回、一本化、させていただくことにしております。

県では、改めてですけど、大きなところで知事の公約でもあります、県政を進めるに当たってのチャレンジの1つで、「次代を担う『人財』の育成」というものを掲げておりまして、こどもたちがこれからの未来を切り拓いて、そして福岡の未来を担っていくために、こどもを安心して生み育てることができる、そういった地域社会づくりにしていきたいというふうに考えているところでございます。

この「福岡県こども計画」がこどもたちのより良い未来のために、皆様方それぞれの専門分野のところからのご知見を、ぜひともご教授いただければ、そして、活発なご意見をいただいて、この福岡が未来を切り開いてそしてこどもを安心して生み育てていけるような、そんな素敵な地域にできるようにというふうに考えておりますのでどうか一つよろしくお願い申し上げます。

最後にちょっと挨拶の中で一言ですけれども、私なりにこどもの施策というのは、今年の実は4月に着任したところですけども、やはり昨今先ほど申し上げた問題以外にもいろいろな問題があるんだろうと、それぞれの問題が、解決が難しいというようなところにいて、長年積み重ねている問題もあるんでしょうけども、先日実は親会議の中で福岡ならではのものを、親会議の会長の方が作っていきませんかというような発言がございました。

その点についても、皆様にも念頭に入れて規定の枠にとらわれないような発想というの、私たちの方も一生懸命考えていきたいと思っておりますので、どうかその点も踏まえましてよろしくお願いできればと思っております。

どうぞ本日はよろしくお願い致します。

(司会)

本県の参加者の紹介でございますが、お手元の名簿の配布をもって代えさせていただきます。どうぞご了承ください。

続きまして、委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。本専門委員会の委員長は7月12日開催の第1回福岡県こども審議会において会長より指名を受けられました、安河内恵子委員でございます。それでは安河内委員長、ご挨拶をお願いします。

(安河内委員長)

皆さんこんにちは。先日開催されましたこども審議会におきまして、出産・子育て支援専門委員会の委員長を務めさせていただくことになりました安河内でございます。専門委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は長年、九州工業大学というところに勤めておりまして、そこで学生に対しては教養教育として社会学の教育を、それから研究活動としましては、既婚の女性の就業と子育てネットワークの関連などについて研究してまいりました。

既婚の女性の就業とか子育て、出産とかにしては、いろんな要因が複雑に絡み合っていて影響しておりまして、もちろん職業、収入、教育というような、いわゆる社会経済的な要因というものも非常に大きいですし、それ以外にもどういう家族状況で暮らしているかという家族的な要因、誰と同居しているかとかそういう家族的な要因、それからその周りに、日本はやっぱり親族ネットワークで助け合う、友人やその他のネットワークよりも親族ネットワークが非常に活用されるので、近くにそういう親族ネットワークがあるかどうか、ということが大きな要因になるのですけれども、そういうものについていろいろ研究してきたところでございます。

そういうことが今回の専門委員会でも少しでもお役に立てればと考えております。その点から多分この委員長にご指名いただいたと思いますが、微力ですけれども多少なりともお役

に立てればというふうに考えています。

ところで国におきましては皆さんご存知のとおり「こども大綱」というのが設定されまして、その中で「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ということを目指していくことが明記されております。

この専門委員会もその「こども大綱」に基づきまして、福岡県のこども施策に関して重要事項を調査、検討するというのがこの専門委員会の担当するところだと考えております。

この専門委員会では、先ほど課長からいろいろご説明がありましたように、こどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども若者への支援、子育て支援、こども若者を支援する担い手の育成等に関わる幅広い分野を調査検討するということになっております。

こういう分野におきまして、昨今の社会的な変化、あるいは新しい調査結果などを踏まえながらより一層の取り組みができるように、皆様のご意見をお伺いしながら、福岡県のこども施策をさらに推進するために、県の施策に対して意見や提言を行って、できるだけ、先ほどもありましたけれども、福岡県の独自のものを含めまして、いろんな提言が行えればいいかなというふうに考えております。

委員の皆様にはそれぞれのお立場からそれぞれいろいろなご経験がおありかと思しますので、そういうものを踏まえまして、ぜひとも積極的にご意見をいただきまして忌憚のない議論を交わしていければありがたいというふうに考えております。

本日はWEBでご参加の方もいらっしゃると思いますが、どうぞ挙手のボタンのところを押して、どうぞどんどんご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますが議事の円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

安河内委員長ありがとうございます。続きまして本専門委員会の設置につきまして事務局からご説明いたします。

(子育て支援課)

福岡県子育て支援課で課長補佐をしております、岡本と申します。私からは出産・子育て支援専門委員会の設置についてご説明させていただきます。お手元の資料1、「福岡県こども審議会専門委員会設置要綱」、1枚紙の両面のものをご覧ください。

本設置要綱は、先週開催されました令和6年の第1回福岡県こども審議会においてご審議の上、承認いただいたものであり、第1条第3号に記載のとおり、審議会に本日開催の出産・子育て支援専門委員会を設置することとなっております。

第2条は各専門委員会の調査事項について規定しております。調査事項についても審議会で承認いただいておりますが、具体的な内容につきましては次第の7(2)の「福岡県こども計画の基本的方針、施策の柱について」において、ご説明させていただきます。

第3条は、各専門委員会の委員長及び権限について規定しております。先ほどご挨拶いただきましたが、安河内恵子委員長が審議会の会長から指名を受けられております。

なお、第3条第5項のとおり、委員長は、必要があると認めるときは委員外の者の出席を求め、意見を徴することができることとなっております。

第4条は各専門委員会の構成について規定しております。本日ご出席いただいている委員の皆様におかれましても、先の審議会において会長の指名によって選任されております。

第5条、第6条のとおり、専門委員会は委員長の指示により開催し、調査結果を審議会に報告することとなっております。

裏面の第7条のとおり、本専門委員会の会議は公開としておりまして、第8条はその他の規定について定めておるものでございます。

説明は以上でございます。

(司会)

なお参考ではございますが、こども審議会の委員、それから本日の専門委員会以外の2つの専門委員会に係る委員の名簿を参考までに添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きましてアドバイザーをご紹介いたします。専門委員会におきましては、先ほど事務局から説明をさせていただいた「福岡県こども審議会専門委員会設置要綱第3条第5項」に基づき、アドバイザーをお迎えし、助言をいただくこととしております。

本委員会のアドバイザーは、佐藤拓代様に務めていただくこととしております。プロフィール等はお手元の資料をご覧ください。

本日は佐藤様から動画の形でコメントをお預かりしております。動画の準備をいたしますので少々お待ちください。

(佐藤アドバイザー)

本日の第1回福岡県こども審議会に出席できなくて申し訳ございません。

私は公益社団法人母子保健推進会議会長の佐藤です。動画で僭越ですが私の思うところを述べさせていただきます。画面共有いたしますので少々お待ちください。

パートナーとの生活が始まり新しい命が生まれ家族になりますが、このプロセスは予測もしていないことが日々起こるプロセスとも言えます。出来事への対応やこれまで描いていた生活と現実との調整などです。

自分の親は大勢のこどもがいた時代に子育てをしたかと思いますが、今はこどもの数が減少し、高齢出産や不妊治療後の妊娠など、一人一人の子育てに負荷がかかっています。

様々な分野で川上から川下までという概念が使われています。家族になり子育てをすることを川上から川下で考えると、最初の男と女が一緒になり妊娠、出産することは川上で、子育てを行う生活で様々な問題が起こることが川下です。

川上で小さな問題が起こり、それを解決することができないと下流では大きな波になり家族が溺れてしまうかもしれません。

これを予防するためには実家や夫婦の当事者だけではなく、取り繕わない、本当のことを話せる支援者との信頼関係づくりが何より重要です。

令和6年3月30日にこども家庭庁整備局長支援局長の連名通知で発出されたこども家庭センターガイドラインでは、初回面接時、訪問時等の支援者である職員の姿勢に傾聴、共感、承認が重要であると示されました。

課題を見つけ出しそれに対する支援を行う姿勢より、ゆっくり話を傾聴し生活に共感し、頑張りを承認する信頼関係作りの姿勢です。物事が起こってからの課題を指摘する支援ではなく、起こる前の支援者との関係作りが関係機関で重要だと思います。

予防の視点をどこかに入れていただければと思い、発言させていただきました。

よろしくお願いいたします。

(司会)

佐藤様には今後も「こども計画」の策定に向け、専門委員会にご出席いただきご助言をお願いすることとしております。

それではここから調査事項に移ってまいります。進行は安河内委員長にお願いいたします。安河内委員長どうぞよろしくお願い致します。

(安河内委員長)

それでは皆さん、改めましてどうぞよろしくお願い致します。

本日の調査事項は、次第の7にありますとおり、(1)の「こども計画策定の経緯等について」、(2)の「福岡県こども計画の基本的方針、施策の柱について」、(3)が「今後のスケジュールについて」、というこの3つということになります。

まず「福岡県こども計画の策定の経緯等について」、(1)ですけれども、それについて事務局よりご説明をお願いいたします。

(こども未来課)

福岡県福祉労働部こども未来課で企画監をしております、森山と申します。

私の方から調査事項の(1)「福岡県こども計画策定の経緯等について」のご説明をさせていただきます。皆様のお手元に資料2というA4の片面の資料があったと思います。この資料に沿ってちょっとご説明させていただきます。

こども計画策定の経緯等についてということで、改めまして今回の「福岡県こども計画」の俯瞰的な位置づけ、それと今回の審議会、その審議会から設置をされた本日の出産子育て支援専門委員会の位置づけといったことについて簡単にご説明をさせていただきます。

まず1つ目の丸でございます。これは国の動きについてご説明しております。令和5年4月、昨年の4月にこども基本法が制定されました。それを踏まえまして、国の方ではこども施策を総合的に推進するために、これまで3つ国の方で定めておりました大綱があります。青少年に関する「子供・若者育成支援推進大綱」、それから貧困にかかる「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」、そして「少子化社会対策大綱」の3つでございます。これらの大綱を先ほど課長挨拶でも言っていましたけども、「こども大綱」というものに一元化されたという動きがございます。

なお、この「こども施策」とはなんぞやということについて、この資料の箱を囲うように記されているこども基本法の中で示されている定義というのがございます。

これの内容について後の計画の内容にも関わってくるので概略を触れさせていただきますと、ここにあります①の中で1つは各段階それらの心身発達の過程を通じて切れ目なく、こどもの健やかな成長に対する支援を行うということが1つです。それから②です。子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するということで就労、結婚、妊娠、出産といった各段階のうちと行われる支援をやっていくんだということ。それから家庭における養育環境、またそれ以外の状況におかれたお子さんの養育環境の整備を行っていくんだということが大きな各号で示されているわけですが、これらその他こどもに関する施策、及びこれと一体的に行動できる施策ということで、かなり幅広にこども施策というものを捉えて、これらを一体的に進めていくんだというのは国が示している考え方でございます。これらと合わせて「こどもまんなか社会」を推進していくときがいろんな場で増えとるところです。

こういった動きを踏まえまして、次の丸でございます。県はこの「こども大綱」を踏まえまして、関連する現行の県計画というのが大きく3つございます。これらを一本化するというにしました次第でございます。これも下の箱の中に示されております。今関連する計画といたしましては、青少年健全育成総合計画、これは別名青少年プランと申しております、それから子どもの貧困対策推進計画、そして子ども・子育て応援総合プラン、これが従来の子育て関係に関する県のマスタープランといってもいい計画でございますけれど、この3つの計画というものがございました。これらを一本化して新しい「福岡県こども計画」というものを令和6年度中、つまり今年度中に策定をし、7年度から11年度までの5年間を計画期間とする計画を作るということで、今こういう計画策定に向けた動きをとらせていただいているところでございます。

次の丸でございます。これに伴いまして、これまで各計画を策定するために既存の諮問期間がいくつかございました。これらを統合しまして「福岡県こども審議会」を昨年の2月の県議会で条例で可決をいただきまして、新たに設置をいたしました。それが先週の12日に開催されました第1回のこども審議会になるものでございます。

次の丸でございますけれども、県のこども政策も当然、国の政策も、この出産・子育て支援からこどもの健全育成と若者の就労支援と多岐に渡っております。今回こども審議会ではこれらの施策を一体的に議論する必要があるということで、先ほどから事務局のほうからも説明しておりますけれども、審議会の中で、親会ですね、その下に3つの専門委員会を設置するということで先週金曜日のこども審議会で可決をいただき、今回本日の出産・子育て支援の専門委員会を含む3つの専門委員設置をさせていただいたという次第であります。

関連して資料の2の別紙をお配りしておりますので、そちらの方で俯瞰的に図でご覧いただければと思います。

1番左に今申し上げました県の計画というものが、お示しさせていただいております。福岡県こども計画ということで大きく3つの計画を一本にまとめたということです。これに対応したいろんな諮問機関、審議機関ございました。これらは一体的にするということで福岡県こども審議会の本体会議を条例で可決をさせていただいた。

その右側でございます。ここに3つの専門委員会ということで昨日開催をさせていただきました青少年育成支援専門委員会、そして本日開催をさせていただいております出産・子育て支援専門委員会、そして明日開催をさせていただくこども福祉専門委員会、この3つを位置づけております。

こういった形で進めさせていただくということでございます。説明以上でございます。

(安河内委員長)

ありがとうございます。ただいま事務局からご説明ありました資料2につきまして、ご意見ご質問等いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私の方から、よろしいですか。別紙の1番右側に、「この3つの専門委員会があります」という説明が書かれていますが、さらに、その上に点線で「認定こども園部会」というのがあるのですが、これはどういうものでしょうか。

(こども未来課)

平成27年度に子ども・子育て支援の新制度が始まる前後からの保育園、幼稚園と別に、認定こども園という新しい施設の設置が認められるようになったわけですが、この設置にあたって県の方で手続きをする必要がございます。可決していただくための部会というのを、従来、子ども・子育て会議のほうで設置しておったんですけれども、それを引き続きこのこども審議会に付属する部会として置かせていただいているものでございます。

計画の審議には直接関係りませんので説明を割愛させていただいております。

(安河内委員長)

わかりました。他にどうでしょうか。それでは次に、またあの何かありましたら後ほどにでもご質問いただければと思います。

それでは次に「福岡県こども計画の基本的方針、その施策の柱について」でございます。事務局からご説明をお願いします。

(こども未来課)

引き続き事務局、こども未来課の方からご説明させていただきます。引き続きの説明ということで恐れますが着座にて説明させていただきたいと思っております。

皆様のお手元には資料3ということでA3の資料が2枚あるかと思います。この資料等につきまして今からご説明させていただきたいと思っております。本日皆様の方にご意見いただきたいテーマにつきましてはこの資料の内容になってまいりますので、そういったことで詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

資料3の1枚目の左側の方からご説明させていただきます。

福岡県こども計画についてということで、まず1の「現計画の検証」についてでございます。今回計画の策定にあたりまして現計画3つの計画、先ほど申し上げました、これらについての検証ということを行っております。

まず丸のまず2つ目のところをご覧くださいと思います。計画の実行性を確保するため、これまで各計画において数値目標を設定し、施策の進捗を管理をまいりました。それらの状況がどうであったかということを下の表、数値目標の進捗状況ということでお示しをさせていただきます。

先程申し上げました3つの計画につきましてそれぞれ子ども・子育て応援総合プランが目標数は40、青少年育成総合計画は43、子どもの貧困対策推進計画が19という設定をさせていただいた、数値目標を設定しておりまして、それぞれ○が順調に行ったもの、△が低調であったもの、×については当初設定した数値から後退したものであるということで、こういった数値の進捗状況になっております。これらの中から丸の3つ目ということで、かいつまんでご説明させていただきたいと思います。

各計画について申し上げます、まず「子ども・子育て応援総合プラン」ということで丸の3つ目でございますけれども、大きな内容としまして、このプランの方で結婚応援や子育て支援の充実というところに取り組んできたところでございます。

その中でもここに書いてありますとおり、過去5年間の大きな課題としては保育所の待機児童というのが1つございました。これにつきましては令和元年度においては1,232人という待機児童が発生しておったところですが、これが令和5年の時点では56人ということで、5年間で大幅に減少いたしました。

こういった数字の進捗があった一方で、先ほどから話の方あの川越課長の方からもご説明させていただいておりますけれども、合計特殊出生率という大きなあの数字でございます。これについては平成30年度本県の数値1.49でございましたけれども、こちらの方は令和5年におきましては1.26ということで0.23ポイント減少しております。少子化に歯止めがかかっていないというそういう状況でございます。

次に丸の4つ目になります。これにつきましては子ども・子育て応援総合プランの個別計画ということで、社会的養育促進計画の方についてかいつまんでふれさせていただきます。こどもが権利の主体であることを明確化し、家庭養育優先の原則の徹底を目指してこの「社会的養育促進計画」というものを「子ども・子育て応援総合プラン」の個別計画として策定しておりますが、この中で計画当初時点では、ファミリーホームが6箇所、平成30年度の数値でございました、これを13箇所までということで約2倍に増加をさせました。一方で「虐待等により家庭で暮らせないこどもの里親への委託率」ということにつきましては、平成30年度からは増加をしましたものの、目標である数値には届いていない、というそういう状況でございます。

続きまして青少年関係の計画となります。「豊かな心と志を持つたくましい青少年」像を目指した「青少年健全育成総合計画」でございますけれども、この中でアスリートの遠征合宿の費用の助成、それから理数系科目にかかる教育の充実により、国民体育大会や「科学の甲子園」こういったものについて、それぞれ令和元年度が11位、全国で順番が11位であったものが、令和5年度が7位、それから平成29年、令和2年度との平均で13位だったものが10位に上昇するといったことで、一部改善した項目が見られました。一方で刑法犯少年数ということで10代の1,000人あたりのその数値については令和2年の2.5人から令和5年は3.1人ということで増加をする、そういった動きを見られております。

1番下の丸でございます、「子どもの貧困対策推進計画」では、こどもが経済的な理由で進学を諦めるようなことはないようにいろんな施策に取り組んでおります。その中でも児童養護施設のこどもの大学進学率、こちらにつきましては令和元年の24.2%から令和5年度におきましては45.9%ということで約2倍に増加いたしました。一方で生活保護世帯のこどもの大学進学率、こちらにつきましては令和元年度の時点で40.5%であったものが令和5年度におき

ましては34.7%ということで、逆に5.8ポイントを減少してしまっているというそういった状況がっております。

なお、これら以外のその他の目標値の進捗状況というのを、先ほど申し上げましたように、表にたくさんございますけれども、これらについてはこの資料3の別紙1というのを添付させていただいております。本日はお時間の都合上、これの細かな項目についてのご説明を割愛させていただきますが、この資料3の別紙1にいろんな項目の進捗についてお示しをさせていただいておりますので、タイミングをみてこちらの方についてもご覧いただければと思います。

当然ながら県といたしましては、進捗は順調な目標については引き続き取り組みを進めてまいりますし、低調または後退している目標については、改善を図っていくべく検討を行っていく必要があると認識しているところでございます。

続きましてこの資料の右側の方をご覧いただきたいと思います。「こども・若者を取り巻く現状」ということで資料の整理をさせていただいております。

まず(1) こども・若者の現状についてご覧いただきたいと思います。(1)の内容として3つの表を記載させていただいております。

まず1つ目がこの丸のところで児童虐待、いじめの認知件数、不登校の児童生徒数、10代の自殺者ということでこれらの数値がいずれも年々増加をしているということになっております。

それから2つ目の表です。ご覧いただきまして、今度はこどもの貧困率です。これは全国ベースでの調査になりますが、平成24年がピークでございましたけれども、その後は減少傾向にあるという状況になっております。

3つ目でございます。特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒の数ということですが、これらについては令和元年度から令和5年度にかけて増加を続けているという状況でございます。

こういった形で困難を抱えるこどもの対応について、しっかり取り組んでいく必要があるということが、数字上は示されているというふうに理解しております。

次に、その下の(2)、(3)でございますけれども、これらについては今回のこども計画の策定の基礎資料とするため、昨年度2つの県民意識調査というものを実施をさせていただきました。その概要についてご説明をさせていただきます。

(2)の「こども・若者の意識」についてということで、これの内容として「青少年の意識・ニーズに関する調査報告書」の中から概要、かいつまんでご説明させていただきます。

まず1つ目の丸でございます。将来の職業生活について転職やベンチャーといった企業をですね、こういったものを肯定する、やってみたいというような考え方は、高校生ですが、前回調査が令和2年度でございましたけれども、その時点よりも増加をしたという結果が出ております。一方で進路選択の基準については、どんなふうに決めていいかわからないという高校生が9.3ポイント増加している、といったようなことがこの表の中で示されております。

続いて2つ目でございます。チャレンジということで「海外留学や海外で仕事をしたい」というふうに回答した生徒さんとかお子さんはどうだったかということですが、これについては前回調査と大きな差はなく、小学生、中学生、高校生についてここにお示ししたような数字の状況であったということです。高校生になると若干高くなっております。

それから、「社会がだんだん悪くなるという感じがある」というふうに回答した児童生徒さんの数ということでございますけれども、これは「よくある」と「時々ある」合わせた数ということで、小学生、中学生とも6割以上、高校生は7割を若干超えているということで、前回調査と比べては大きな差はなかったということでございますが、割合としてはかなり高いという状況です。

続きまして(3)の「子育て等に関する県民の意識」について、「子育て等に関する県民

意識・ニーズ調査報告書」をこちらで昨年度実施をさせていただきました。この中で今回「こどもまんなか」ということが大きく打ち出しておりますがそれに関連いたします、こどもの意見を行政の施策に反映させることについてどうかというご質問をさせていただきました。「こどもは守らなければならない未熟な存在であり、大人が中心となって施策を決めるべきであるというふうに回答した県民の方、「そう思う」、「ややそう思う」も含めて割合として約6割を超えたということでございます。

それからもう1つ次の丸でございます。理想より実際に持つつもりのこどもの数、これが実際には理想は3人だけど2人というような形で、実際に持つつもりのこどもの数が一般的に少なくなっているわけですが、少なくなっている理由について、負担面と環境面ということでお伺いしました。その結果として負担面というところでは「子育てにお金がかかる」が前回より5パーセント近く減少いたしました、それでも53.2パーセントと最も高くなりました。また「育児の心理的負担が大きい」という回答が前回より3.7ポイント増加しまして、15.7パーセントという状況でございます。それから子育てをしていく環境面というところでは、「仕事と育児の両立は困難」という回答が前回調査より3ポイント減少いたしました、それでも46.2パーセントと最も高くなっているという状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、本日の専門委員会のテーマにも関連してまいりますけれども、子育てに係る負担の軽減とか、仕事と子育ての両立支援、こういったことに引き続き県として取り組んでいく必要があるということがデータ上示されていると考えております。

次に2枚目をご覧くださいと思います。今回のこども計画について、これが大きな骨組みの柱を示したものになります。

まず左側でございます。基本的な考え方と基本方向案ということでございます。まず大きな「こども計画が目指す福岡県の姿」ということで、ここでは薄緑の丸角の中に福岡県の姿というものをお示しをさせていただきました。今回、「全てのこどもが 未来に希望をもち たくさんの笑顔で暮らせる 福岡県」というタイトル、これを福岡県の新しい計画が目指す姿としたいということでご提示をさせていただいております。

「全てのこども」を主語とし、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる福岡県を目指していこうというものでございまして、ベースにございますのは、本県の総合計画がすでにごございますけれども、こちらの方では「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」という目標を設定させていただいております。これが1つベースになっておりますのと、国のこども大綱の方で、これもさっきも出ましたし、また後で出てまいります、大綱の方でこどもが権利の主体であるということが明記されました。また目指す社会として「こどもまんなか社会」ということで「全てのこども・若者の身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会」、具体的には「夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる」、こういったことがこども大綱で示されております。そういった理念というものを本県の計画の中でも押し進めていければということで、そういう内容を踏まえてこういう目標、姿を設定させていただいたところでございます。

続きましてその下でございます。基本的な考え方ということで6つお示しをさせていただいております。ちょっと時間が押しているんですが、主要な部分になるので丁寧に説明させていただきます。6つでございます。

1つ目の丸から、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。2つ目こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。3つ目、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。それから4つ目、予測困難な時代をこども・若者が生き抜く力を育成する。5つ目、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。最後の基本的な考え方、6つ目、若い世代が家庭や子育てに夢や希望を持ち、

その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む。これを基本的な考え方としております。

それからその下、基本方向。これが計画の施策に関する大きな4つの柱になってまいります。

1つ目の柱から、全てのこどもが持つ権利を保障するという動きでございます。こども・若者が、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援をするとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障してまいります。

2つ目です。成長段階に応じてこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成を行っていきます。こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えてまいります。一人ひとりが自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることも・若者を応援する、という考え方です。

3つ目の柱、きめ細かな対応が必要なこどもへの支援です。全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれているこども・若者をその特性や支援ニーズに応じてきめ細かく支援をしてまいります。

4つ目の柱、結婚や子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援、ということで若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進します。家庭や地域、職場において子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進めていくというものです。

これを踏まえまして、この4つの柱を基に作り上げた施策体系というものが右側にあります。2つは分かれておりますが、「基本方向」は先ほど申し上げたような柱、この4つの柱にぶら下がる中項目の取り組み事項ということを右側の方にお示しをさせていただいております。

1つ目からかいつまんでご説明いたします。まず1つ目の柱、権利の保障については取り組み事項としては、こども・若者を権利主体として尊重するということを記載させていただいております。ここにつきましては本体審議会、それから昨日の専門委員会の方でもより具体的な項目があるのではないかとということで、もちろん小項目で取り組んでまいりますけど、こどもが権利の主体であることの普及啓発であるとか、あるいはこどもが権利の主体である、意見を尊重していくといったそういったことが具体的な取り組みとして必要ではないかというご意見いただいておりますので、そういったことはまた計画の体系を細かく詰めていく中で検討してまいります。

2つめ、成長段階に応じたこどもへの支援ということで、ここの2つ目については9つの取り組み事項を中項目の中でお示しをさせていただいております。従来の計画の中で示されていた項目を、ここでも形を並べ替えながら説明させていただいております。こども・子育て支援に関わるものと青少年の応援に関するものがこの2つ目の柱の中には混じっております。後でご説明いたしますが、専門委員会に係る重点的な論議をお願いしたい分野も、この部分については2つの内容が混じっておるような形にはなっております。中でも今回述べさせていただく必要があるのは、新たに追加したものとして2番目の「幼児期までの育ちの保障」という項目です。詳細につきましてはまだこの中では詳しくお示しできておりませんけれども、「幼児期までの育ちの保障」につきまして、今回国がこども大綱を策定するのと同じタイミングで「幼児期までのこどもの育ちにかかる基本的なビジョン」というものを示しました。この中で誰一人取り残されないひとしい育ちの保障に向けて現状については課題があるという国の意識の下で、幼稚園・保育園といったところでのこどもの育ちということがそれ

それ保育所保育指針ですとか、そういったもので今まで示されていたわけですが、園に通っていないお子さんも含めて、生まれてからの100か月、そこについての育ちをきちんとウェルビーイング、身体的、精神的、社会的に幸せな状態の向上に向けてこう取り組んでいく、そういった考え方で示されたことを受けて、県の方ではここの幼児期までの育ちの保障というものをこうしっかり取り組んでいるということで項目に追加させて頂いております。それからもう1つが9番目の「居場所づくりの推進」ということでございます。これにつきましても従来の計画の中では放課後児童クラブといった、あるいはいろんな様々な形態の居場所づくりということで所管的には分かれるような形で取り組んできたところですが、こちらにつきましてはこども大綱と同時に策定されました、「こどもの居場所づくりに関する指針」というものが今回示されたわけですが、その中で居場所がないことがこどもにとって孤独・孤立の問題と深く関係していること、こどもが生きていく上で居場所があることが不可欠である、あるいは地域コミュニティの変化、こどもを取り巻く環境の厳しさ、それから価値観の多様化といったことを背景に、様々な地域で居場所づくりが実践されている状況を踏まえて、国として県・市町村の役割を規定しながら居場所づくりを進めていくということが示されております。それを踏まえてここにこの項目を追加させていただいております。

3つ目のきめ細かな対応、これは困難な状況にあるお子さんの福祉という分野についての項目が多く並んでおります。先ほどいろんな課題がここについてあるということに申し上げたところですが、そういった課題についてこの取り組み事項の中で取り組んでいくということでございます。

それから4つ目でございます、結婚・子育ての希望を叶えるということで、ここの柱の中に入っているいろんな項目については、中身としては従来のものから大きな変化はありませんけれども、当然、少子化に歯止めをかけるために、次代の親の育成から始まって仕事と生活の両立のための働き方改革の推進、それから結婚、出産、育児など若者・子育て当事者のそれぞれのライフステージに合わせた施策の取り組んでいくということです。これについてはこども大綱と別に国において今後3年間集中的に取り組む「こども・子育て支援加速化プラン」、「こども未来戦略」というのが示されました。こうした国の施策を踏まえながら県民ニーズに即し、効果的と判断されるきめ細かな施策を検討してまいりたいと考えています。

なおこの中で先週の12日の金曜日に、5番目の「男性の家事子育ての参加の促進」については、家中委員から「参加」なのかということについてご指摘いただきました。当事者意識として「参加」ではないのではないかということで、ここについては修正について検討したものを反映させられればよかったところですが、ちょっと時間の都合上前回の審議会の資料のままになっております。ご了承いただければと思います。

施策体系案の説明は以上でございます。

今回の専門委員会ではこういった、目指す福岡県の姿、基本的な考え方、そういったことについて中項目まで含めての議論をお願いしたいと思います。

それからお手元資料でこれに関連いたしまして資料3の別紙2をご覧いただければと思います。A4の縦の資料になっております。「各専門委員会の調査項目について」ということで、この資料ですが、先ほど資料3の施策体系で説明させていただきました4つの柱とその辺に紐づいているいろんな取り組み事項の案というものを記載させていただいております。これに合わせつける形で右側の方ですが、専門委員会という記載が1番上にあってその下に青少年の「青」と、福祉の「福」、子どもの「子」、という青・福・子というふうに付けている記載欄があります。この3つの表記ですけど、これは専門委員会を表しております、そのうち「子」が本日の「出産・子育て支援専門委員会」を表しております。そしてその下に各項目の欄がありますけれども、各専門委員会で主な調査事項として、こちらの方で示しをさせていただいております。

重点議論分野として黒丸をつけさせていただいております。この重点議論分野ということでお示しさせていただきましたのは、各専門委員会の3つに分かれて、今回1つの同じ「施策

体系」と「計画素案」についてご議論いただくことをお願いしております。3つの専門委員会は分かれていますが、計画全体として議論に漏れないようにということで1つはこの黒丸を漏れなくどこかの委員会の方につけさせていただいています。これらを1つの目安として各専門委員会でこれらの分野について特に議論を深めていただきたいということで事務局の方から見える化をさせていただいたものでございます。ただし、各専門委員会においてそれ以外の分野については議論を限定するという意図では全くございません。どの専門委員会に属する委員の方であっても、委員ご自身の専門分野、課題意識に沿って計画全体を通したご意見を自由に頂戴できればと考えております。今回、こども関係につきましては10個丸を付けていただいております。これらの分野について本日重点的に議論いただくと同時に、関連する分野について意見をいただければ幸いです。

資料3の別紙3ですが、これにつきましてはもうすでにご案内させていただきました、アドバイザーの資料のご案内でございます。こういった資料を添付させていただいております。

体系等についての説明は以上でございます。

(安河内委員長)

はいありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただきました別紙等の資料3につきましてご意見ご質問等いかがでしょうか。特に資料3の2枚目の施策体系案で、1番目の「全てのこどもの持つ権利の保障」ということと、2つ目の「成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り開く人材の育成」というところでは1番目と2番目。それから3番の「きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」というところでは、1番最後の「外国人のこどもへの支援」、それから4番目の「結婚、子育ての希望をかなえこどもを安心して産み育てることができるための支援」というところでは全項目、それらが、ここの専門委員会の重点事項というふうになっています。そこを中心に他のことでももちろん結構ですのでご意見やご質問等ございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

(子育て支援課)

安河内委員長、WEBの福嶋先生の方が挙手をされていらっしゃいます。

(福嶋委員)

産婦人科医会の福嶋と申します。施策体系について、それ自体はよくできているというか、基本的なところではこうなるのだろうなというふうに感じながらお聞きしたんですけれども、いくつかございます。

いくつかございまして、1つはですねどうしても福岡県という枠組みでやったときに、例えば母子保健は市町村事業です。周産期医療は県の事業。実際の医療の枠組みっていうのは、医療圏というか福岡県の場合4つだいたい分かれておりまして、それぞれ事情も違います。また悪いことに行政の枠組みでいくと福岡市、北九州市、中核の久留米と県域それぞれに分かれて、総論としては同じですけれども、具体的になかなか例えば施策は使わないというところがある。一例を挙げますと、つまり先ほど虐待を防ぐということが挙がっていますが、虐待につながる一番はじめは望まない妊娠であるとか、妊産婦のメンタルヘルスの問題があるということを皆様ご存知かと思えますけれども、そういうのを発見して繋ぐということ、それぞれでは各論ではやられているところもあるんでしょうけれども、県全体、うまくシステムチックに動いているとは、少なくとも福岡県では言い難いのではないかな、というのが私たちの実感でございます。

あともう1つはお金の話でございます。福岡県の母子保健事業として予算化してされるというのはよくわかるんですけれども、例えば令和5年度の母子保健の医療対策総合支援事業ですね、今年の予算、去年に決まって持ち越したようなもの、それが1ヶ月や5か月の健康診査支援事業ですとか妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業なんていうのは、

手上げでやっている都道府県はいくつもありますけれども、少なくとも福岡はやれてないんじゃないかっていうところがあるので、もし積極的に取り組まれるのなら、やっぱり、この辺積極的にお金を取りに行かれるということはしていただきたいというのがあります。

あとは言うてもしょうがないことはありますが、いろいろ目標を決めて数値目標と細かく見ておられるのはよくわかるんですけども、ただこどもが減って虐待は増えてるんですけど、そうするとこれ先ほどの○や△を合わせると概ね70点とか80点ということになるのかなと思って見てたんですけども、70点とか80点の計画をしても減り続けると、これは減り続けているととるのか、これぐらいやってるからこれぐらいの減りで済んでいるかっていうのは考え方だと思うんですけども、この計画を5年、4年後に評価してどの程度でできるか、できなかったらどうするのかというようなところは、どう考えているのかというのを伺いたいと思います。

今のところ悲観的な予測でいけば、この令和11年度までの計画で、令和11年度は5年後ですので、出生数は全国で60万を切っている可能性が十分ある。今の、下手すると8割近くになる可能性が出てくると思いますので、その辺も踏まえてどのようにお考えかをお聞かせいただければと思います。

(安河内委員長)

ありがとうございます。いろいろ論点が多岐にわたっていましたが、事務局のほういかがですか。

(こども未来課)

では私の方から1つ目について、医療の部門の委員からの意見について、市町村の取り組みと県の取り組みの整合といったことが課題になるのかということを受け止めております。今回県のこども計画を策定いたしますが、この計画を国のこども大綱にあわせて、市長村は県の計画の勘案をして計画をつけていくということになっております。いろんなこの計画の中に入ってくる取り組みについて、市長村の方ともそういった意味で県が取り組む内容については市町村ときちんと連携を図りながら市町村の方の取り組みについても、新しいこども計画を、努力義務であるんですけども、多くの市町村さんが作られますので、この中で作っていただく市町村さんには、県と連携が取れた内容になるように、私どもとしても働きかけをしていく必要があると考えております。ひとつめについては以上です。

(こども未来課)

こども未来課長の太谷でございます。3番目の件ですね、数値目標の分は今回80ぐらい大きな数としては大きな数値目標を立てておったのですけども、1つ1つについて述べるのはなかなか難しいんですけども、今委員ご指摘のところですね、私どもそういった視点を持って見ていく必要があるかなと。

例えば具体的にしますと、少子化の関係で非行のデータを示したところなんですけれども、非行の分は率は上がっていますと、ただ非行で事件化された件数は減っていると、減っているけれども、今回私どもとしては率は上がっている、というふうに捉えまして今回もうちょっとデータとしては挙げておるところでございます。ですので、そういった観点から少子化であったり、コロナであったりですね、いろんな要素を踏まえながらあの各数値のですね、その進捗はどうかというのは1つ1つ見ていく必要があるかなと思っておりますし、その5年後今回また改めて数値目標を立てるようにしております。その立てるに当たっては数値を踏まえて立ってまいりますし、また今回も数値目標で今回評価を行いますので、まだ5年後も同じようにできなかったからどうしていくのかと、改善を図っていくべきものは改善を図っていくというふうに整理をすべきかなというふうに考えております。

(子育て支援課)

子育て支援課です。先生のおそらく2つ目の質問だと思うんですが、望まない妊娠であるとか虐待、そういったことが妊産婦のメンタルヘルスのつながりが、それぞれ区分が市町村であったり政令市であったり、県全体としてというのはなかなか難しいという部分があるのではないかというご質問であったと思いますが、県といたしましては広域的な調整というところで様々な施策も検討しておりますので、そのあたりは地域、地域で切れないようにということで、ベースは市町村だとか小さな地域ごとにはなるとはありますが、県全体としてというところも見据えながら計画を立てていきたいと考えております。

(福嶋委員)

ありがとうございます。まだ拠点病院も決まっていないので、ぜひよろしくお願いします。

(安河内委員長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(森島委員)

父親支援をしているファザーリング・ジャパンの森島と申します。いろんな課題が出てますが、父親、男性が変われば多くの方が改善するんじゃないかなというふうに考えております。

その中でいくつか質問なんですけども、特に共働き、施策体系4の1番最後、共働き・子育て推進、男性の家事・子育ての部分に関して、特に妊娠前、出産前の妊娠時期とかが非常に大事なポイントになっているかなというのが1つと、あと特に女性の方に関することなんですけども、結婚前に結婚後のキャリアであったりパートナーへの考え方というのがすごい大事だと思うんですけども、その2つに対して今どのような施策を具体的にされているかをお聞きできますか。

1つがプレパパプレママに対して、特にパパに対してへのアプローチ。もう一つが例えば高校、大学などのステージで結婚・出産に対してどのような取り組みをされているかを、もしやっておられたら具体的にお聞きしたいです。

(子育て支援課)

はい、子育て支援課でございます。2つあったかと思えます。まず妊娠期間中であつたりとか出産に関しては、1つはそれぞれ市町村の取り組みもありますけれども、パパママ教室、そういったものをですね活用しながら促進していくというようになっています。

それとあと後者のところはですね、もう少し前の世代のところ、まさにいろんなところで注目されている話かと思うんですけども、実はこの福岡県もですね、この4月からプレコンセプションケアというですね、新しい名前でなかなか初めて聞かれる方もいらっしゃると思うんですけども、このコンセプションというのは「受胎前の」ということで、要は平たく言うと「妊娠前の」というような意味なんですけれども、これは世界的な言葉でございます、その前からですね将来の妊娠・出産に備えて自分自身の体のことであるとか、ライフプランのことを考えていこう、そのために理解を深めていこうというコンセプトで取り組んでいる話なんですけれども、実はこのプレコンセプションケアのセンターを福岡県、全国に先駆けて都道府県では自治体初めてとなるんですけれども、この4月にオープンしております。開設しております。

ここはあの実はいの2つ機能がありまして、1つ相談対応しますということで、あの専門の方々、いわゆる助産師の先生であるとかですね、あるいは産科の先生、それから泌尿器科の

先生にご協力をいただきまして、いろいろなご自身の体のことだったり、将来にわたる不安のこと、そういったものをご相談したりします。

それともう1つ重要な点なんですけれども、各学校、基本的には大学であったり専門学校を中心としてますけども、実際に出向きまして出前講座という形で、あなた自身の将来をどう考えていしましょうかということで、いわゆる結婚の前からですね、将来の妊娠・出産に備え、あるいは結婚というものを考えながら、出産後も考えながら理解を深めていくというような取り組みのちょうど始めたところでございます。

このような取り組みをしているところでございます。以上です。

(森島委員)

ありがとうございます。プレパパの部分で、もう少しどういう話をしているか、例えば沐浴の教育をしている、だっこの教室をしているという話なのか、もしくはマインドセット、要は考え方を教えているのか。どうしても行政が取り組むと男性の家事時間が何時間になるとか、そういう数値ばかり出てしまいます。実際、共働きでの理想はもちろん時間が増えればいいんですけども、どうしても働き方の問題とか特殊な仕事をしているとなかなか時間がとれない。そういう時に時間ばかり伸ばそう伸ばそうになっちゃうと、結局そこで夫婦関係がうまくなくなっていかなくなる。

要は共働きで二人とももちろん大変なんですけども、男性が家事や育児の時間を伸ばせばじゃあその夫婦がうまくいくかということではなくて、例えばパートナーにもっと寄り添う気持ちを示す、もしくは逆にパートナーがもっと働いて男性が家庭に入るというパターンもあると思います。いろんなパターンを示すという考え方を伝えていって欲しいなと思いましたので、できればもう少し具体的に、プレパパ教室をやっているだけじゃなくて、どんな取り組みをして、どれがよかったかとかですね、そのような評価をして、ちょっと長期的に見ていただけるといいんじゃないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

(安河内委員長)

今の点に関連してですが、例えば男性の育児休業を、国もそうですけど長期化させようということが方針になっているかと思うんですが、県としてはそれを推進していくという、そういう施策などは入っているのでしょうか。

(労働政策課)

労働政策課でございます。男性の育児休業についてでございますけれども、子育て応援宣言企業といいまして、県内の企業に、従業員の皆さんが子育てをしながらでも働きやすくするために、各企業においていろいろな制度を用意することなどを宣言いただき、その宣言を県にご登録いただくという仕組みを設けております。現時点で県内企業の8,000社を超える企業に子育て応援宣言企業として取り組んでいただいているところなんですけれども、その宣言の内容の中身は様々でして、男性が育児休業を取得しやすいようにといったところに着目して取り組んでいるところも多数あると承知をしております。

県といたしましては、特に先進的に取り組んでおられるところを取り上げて表彰等を行い、県内の各企業の皆様向けにPRすることに取り組んでいるところでございます。

(安河内委員長)

今、国ではまず公務員からということで国家公務員の育児休業を長期に取得させようという方針が出されていますが、例えば福岡県の県職員あるいは福岡県内の各市町村に男性の育児休業の取得率を上げさせようと、あるいは取得率だけでなく取得期間を伸ばさせようという、そういうような項目などは入っているのでしょうか。

(こども未来課)

すみません、所管が人事課なんですけれども、私もちょっと不正確であつたら申し訳ないんですけれども、今私ども男性の育児休業を進めていこうということで、1か月育児休業を取りましょうということで進めようとしております。

そして確か女性の場合は育児休業100%近く取られていると思うんですけども、福岡県庁職員は多分6割だったかなと思うんですけども、それを高めていこう、国の方は85%、今回ですね目標として挙げておりますけれども、そういった形で県庁は進めております。

あと市町村におきましても同じように県と同じ公務員でございますので、同じ方向性を持って進めておるものと考えております。

(こども未来課)

ちょっと補足をさせていただきます。具体的な取り組みの中で私どもの課で昨年度、育児取得に関して庁内ワーキングということで若干は議論をしております。これであのこれもちょうと人事課さんの話なのでここに今いませんので不正確かもしれませんが、新しい取り組みとして育児を取る職員が出た場合に周りの職員さんの勤勉手当ですかね、そちらの分を少しつける、高く上げる、周りの子育てをする当事者だけではなくて、周りの係の職員さんの手当を上げるというような新たな取り組みも今年から始めておったところだったと思います。またそういった情報を市町村の担当課とも共有をいたしまして、情報を流すようなことはやっているところであります。

(安河内委員長)

わかりました。もし人事課の方の結果がわかりましたらまた委員にご連絡いただければと思います。すみませんお待たせしました。どうぞ。

(伊藤委員)

小児科の伊藤と申します。私はかねてより日本ではなかなか父親を、父親像というのが議論されていないとずっと思っていました。つまり最近出てきました「共育で」という言葉すらなかった。私は育児の共有というふうにしてお勉強したんですけども、そういうことで男性が女性の育児を手伝うという風な感覚でこれまでずっとあつたと思うんですね。でも、そうではなくてやはり共育でという基本的なところをまず大事にしないといけないと思うのですが、これまで少子化対策がうまくいかなかったというふうに言われてずっと来ましたけども、その中で唯一達成されていないのが男性の育児休業だったんですね。だからこれはやっぱりやってみなければ分からないだろうと思います。

私は小児科医として考えるには、せっかく去年一昨年、産休制度が出来ましたので、まず産休制度を利用して、少なくともお産の時に2週間男性に育児休業を取ってもらう。そして、出生の時の感動を味わってもらって、そして1番大変な時期に一緒に家庭で退院してから見ると。最近昔みたいに里帰り分娩もなかなか出来なくなりましたし、それからお母さんたちのお母さん、そういう方たちは仕事をしていらっしゃる。率を見てもわかりますけれど、50代60代70代の方の就業率はすごく高くなっていますし、お家の中では私たちみたいな年齢の高齢者がいて高齢者の世話をしているということで、なかなかその核家族の家庭にお母さんおばあちゃんの力がなかなか浸透していかない。それがやっぱりこれから少子高齢化、人口が減ると考えれば、1番その身近にいるお父さん、父親がもっと2人で育児をできるように進めていくことが大事だと思いますし、1番最初に出産の時に父親がまずこどもと接して、そしてノウハウを学んでいく。

母親も産んだからすぐ母親になるわけではなくて、毎日毎日育児をしているうちにノウハウを身につけていくわけですから、その1番大切な最初の時期にまず2週間なり産休をとる、

そして育児休業をとるというふうなことを進めていただければいいんじゃないかなと私は思っております。

（安河内委員長）

ありがとうございます。いかがですか、事務局から何かありますか。

（こども未来課）

ありがとうございます。ちょっとこのまた場のご意見も踏まえながらですね、またいろんな議論が出てくる、活発なご意見頂戴できると思いますので、ぜひともですね、そういったものを踏まえながら今後の素案の方にですね、反映していくようなことを検討してまいりたいというふうに考えています。

（安河内委員長）

今のご意見は先ほどの森島委員のご意見等と通ずるものがあるかと思いますが、やはりこれまで出産とか子育てとかというと女性に対する支援とか政策が多かったかと思うんですけども、やはり男性が出産とか子育てとかあるいはその前の段階でどのような立場でどのようなふうな心持ちを持たないといけないのかということが、ここがやっぱり大事なのかなと。

女性に対してはもう十分いろんな教育とか支援とかあるかと思いますが、今後はやっぱり男性に対してもっといろいろ「あなたは父親になるのですよ」、「父親というのはこれまでの父親像とは違いますよ」、というようなことを明確に教えていくということが必要なのかなというふうに思います。

（家中委員）

子育て当事者の家中です。私自身は10年間同棲した彼と2年前に入籍して1人の娘を授かりました。今年の4月からは5か月の娘を保育園に預けながらフルタイムで仕事復帰しているのですが、今のお話は、パパ育てになるのかなと思うのですが。私の主人は1週間有給を取ってくれたのです。育休じゃなくて有給を。ですがお給料がやっぱりカットされてしまう今の状況。将来的には100%支給義務になっていますが、やっぱりお給料が減ってしまう。あと私自身の社会保険からも支給されるのですがやっぱり2、3か月後なので、金銭的なところも考えて彼は有給を取ってくれたのです。

ただ女性の産後のホルモンは今までの通常期と違って、もう側に彼がいるだけでムカつくのです。言葉が汚いのですが。ガルガル期っていうそうですね。その場に立っているだけで。娘をあやしてくれていたらいいのですけれど、その場に立っているだけでも、なんでこの人はなんでこれしてくれないの、何かをやってくれても、なんでそのやり方をやるの、っていう風にすごく心が不安定になっちゃうのです。それを私の主人はSNSで調べてくれ。「そういう時期なんだね」って。ただそれを知らないパパはきっと怒ると思います。「せっかく会社調整して休みを取ってご飯を作っているのに何なんだ」って。

なので、もしパパに育休をとっていただく話を進めるのであれば、それと同時にママのホルモン、ママの心、ママは今こういう状態だよっていうのをぜひ伝えていただきたいのと、あと私、助産師会がやっているマタニティスクールとか主人と一緒に行って、妊婦体験とかそういうのも参加したりしました。結構私の主人は育児、協力的というか当たり前にやるよというタイプだったから良かったのですが、皆さんが皆さんそういう感じではないと思うので、パパが子育てに対して分からないだけだと思うのです。ただ単純に、悪気もないと思いますし、一生懸命やろうとしているのですがやり方が分からないのです。お母さんが喜ぶ顔が見たい、頑張る、でもやり方がわからない。でもお母さんは教える余裕がないのです。産後なので、そういうところも含めてぜひパパに伝えていただけたらなと思います。

以上です。

(子育て支援課)

委員長すいません、WEBの方で挙手が上がっていますので、吉岡先生にご案内をお願いしてもよろしいでしょうか。

(安河内委員長)

WEBの吉岡委員、どうぞ。

(吉岡委員)

この専門委員会のところでは黒丸がついていなかったのも、多分ここでの議論の場ではないと思うんですが、やはり我々大人がこどもたちの目の前に立つ者としての責任という意味では、私は放課後児童クラブで働いていますので、放課後児童支援員という位置づけになりますが、やはり、こどもたちの目の前に立つ我々大人としても、こどもの人権、最善の利益を大切にするものとか、様々なものの専門性を持って、学童保育に関しては子育て支援、働きながら子育てをしている親たちへの子育て支援を含めて、働きながら子育てをするという意味では、就労支援も含まれていると思うんですね。

というものもきちんとした専門性の高い学びが必要で、もちろん県としても学びの場だったり、放課後デイにしても様々なこどもたちの目の前にいる職員に対する研修事業なども率先して前向きにしてくださっていると思うんですが、まだまだ少ないと思っていますし、現場で働く職員たちの意識もまだ低くて、こどもってこんなことだよ、これでいいんじゃないとか、自分の子育て論や自分の保育観などを優先的にすることで、こどもたちの人権が最善の利益になっていない、こどもの人権が果たしてちゃんと保たれているのか、というところが時々不安に思う時があります。

そういう意味としては、やはり今回のこの審議会の中での、県ならではのところを重点的に、福岡県ではこういうところの視点でこどもの育ちや家庭支援、就労支援などをしていながら、こどもたちの部分を大切にしてくださるという視点を大切にしてくださるのであればですね、ぜひこどもたちの前で働く者たちへの研修事業などの重点的な学びの場、もしくはそういうところの研修を行うところでの企業への提供、補助事業などをやりながらですね、こどもたちの目の前に立つ者としての学びの場という意味での補助事業に研修の場をもっとたくさんしていただければなと思っています。

学童保育だけになってしまっていて申し訳ないんですけど、学童保育は市町村事業に位置づけられていまして、市町村は今民間企業への委託がとても進んでいるんですね。そうすると、なかなかその研修に、民間企業が職員を研修の場に出さない、要は内部情報を外に出さないためには、研修は内部研修で終わらせてしまって、なかなか外の研修、いろんな大切な分野における研修事業を見聞きすることができない職員たちがいるのも事実で、それに対し市町村への働きかけ、こういう研修があるんだけど学童保育の職員さんたち研修できませんか、とお話をしに行くんだけど、指定管理は委託をしている手前、案内は出せますが市町村として、研修させてください、学童保育に関わる職員たち、もしくは子育て支援に関わっている職員たちへの研修を行かせてくださいということが言えないんだと言われたんですね。それでは市町村事業としての責任はどこに行くんだろうって常にちょっと思っているところがありまして、それについてはやはり福岡県ならではの1つの方向性としてやはり専門性の必要性だったり、こどもたちの前に立つ我々というのも一つの環境だと思うんですね。その環境の一つ、一人の人間がこどもたちの前に立つ時には、きちんと専門性を持った者であるための研修事業に対しての意識をもう少し高めながら市町村への働きかけをしていただきたいなと思っています。以上です。

(安河内委員長)

はい、ありがとうございます。今お2人続けてご意見いただきました。県の方としてはいかがですか。

(こども未来課)

こども未来課でございます。放課後児童クラブの関係ですね、ご指摘ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。私どもですね、今回のこどもの権利に関する部分とか主体であると打ち出して挙げさせていただいておりますけれども、やはりこども自身にこどもが権利の主体であるということも教えることも大事ですし、そのこどもに関わる方々、支える方々についても知識を学んでいただくことも大事なかなと思っていますし、吉岡委員おっしゃられたように、こどもの教育をしていく中での指導であったり知識であったりも大事かと思っています。

放課後児童クラブは市町村事業ではございますけれども、私ども県としまして、広域的な観点から、市町村などを導いていくというかですね、そういった立場もございますので、今日いただいた意見も踏まえましてですね、向上を図ってまいりたいと思っています。ありがとうございます。

(安河内委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(川上委員)

すいません、川上と申します。NPO法人で宇美こども子育てネットの代表なんですけれども、子育て支援センターの運営をしているんですけれども、現場でですね、やはり子育て支援の重要性を感じていまして、1人目とかあるいは2人目育てる時にお母さんたちが不安になる、やっぱり初めてのことでなんでも不安ですよ、っていうことで、1人目2人目のお母さんたちが、少しあの余裕がもてるように、スタッフが働きかけたり体験談話したりということの寄り添う人の存在が非常に大事だと思っていまして、それは多分子育て真っ最中の時もそうなんですけど、妊娠期とかその前の学生の時からでもいろんな体験を積んでいって、親になった時にこうすればいいんだとか、そういうちょっとしたアドバイスができる大人がこどもの周りに成長期に常にいてくれたら安心かなと。一人でもその子を理解してくれる人がいたら、それが友達であればいいんですけど、学校の先生かもしれない、親は結構いっぱいはいっぱいですよ、親以外の大人がちょっと余裕がある必要性があると思っていまして、先ほど学童の先生の研修は大事っていうお話を受けて、子育て支援センターのスタッフも本当に研修が大事だと思ってまして、こどもが育つ段階での関わる大人の人の研修はどの場面でも大事なかなと。

先ほどから企業の育児休暇のお話も出てんですが、企業でも育児休暇をもう少し学ばとか、先ほどお母さんはホルモンバランスが崩れるとか、どういうふうにお父さんがアプローチしたらお母さんが気持ちに余裕ができるのかとか、この「すべてのこどもが未来に」というこのフレーズがありますね。これをやるためには、本当に周りにいる大人の人が学んでいく、いろんなシチュエーションで学んでいく、成熟した社会があればいいなと、理想論なんですけど、現場のパパママを見て一生懸命されてある、でも経験が足りなくて、パパママだけでは絶対にこどもにいっぱいいいアプローチができないことが多々ありますよね。どこかの時点で親御さんが自信がつけられるような周りにいる大人の声かけが非常に大事だと思います。

パパがたどたどしく抱っこしてても、頑張ってるねって一声かけたらパパがニコってされたりとか、支援センターで携帯を持って、ママは家にいてパパが支援センターで遊ばせてたんですけど、ちょっとスタッフにお任せ状態になってた時があったんです。携帯を何気なく

見てたんですけど、スタッフができるだけお子さんと遊んでもらえますかって声をかけたことで、そのお父さんがびっくりするぐらい変わって、どんどん遊んでくれたりしたんですよ。なのでその可能性というか、どんな場面でも周りにいる大人がこの子にとって何が今いいのかとか、このママさんはいっぱい不安があるんだとか、保育園でも迎えに来る時に挨拶をしないとか、そういうママもいっぱいいて挨拶ができないとか、支援センターにいるというんなお母さんとかお父さんの声も聞くんですけど、必ずお父さんもお母さんも成長していくということを考えると、その成長を見越せる大人の存在が本当に必要なのかなと。精神的なバックアップが本当に必要なんだと、確かにこの経済的なものとかいろいろなものは大事なんですけど、周りにいる大人の重要性をすごく感じます。以上です。

(安河内委員)

ありがとうございます。今のは先ほどのこと等も含めて、学童保育とかあるいは子育て支援センターの研修の必要性だとかというふうなことも含めて、資料3の2枚目、施策体系でいうと4の6番あたりかなというふうに思いますが、様々な意見がありましたので、ぜひそれを踏まえて4の6のあたりで取り入れていただけたかなというふうに考えます。

(荒木委員)

荒木直美と申します。ライフデザインの中でも結婚支援に特化しておりまして、婚育アドバイザーを行っております。今いろいろなお話を伺っていたんですけども、小さいこどもさんたちを育てるところとはちょっとタイミングが違う、私は結婚に踏み出すか踏み出さないかという手前のところの応援をしているんですけども、最近の若い人たちの取り掛かりが遅いことが未婚化とか晩婚化を招いているというところがございますので、今回の基本方向の4つの柱の4番目の小さい枠の3番、「出会い・結婚応援の推進」というところ、ここで終わっているとですね、非常に今の未婚化や晩婚化がなかなか止まらないんじゃないかと私の方では考えておりまして、このもう少し手前ですね、あの結婚に対する知識というか、今の現状でいうと、私が企画するコーディネートする婚活現場にやってくるのは30手前くらいになるところなんですね。それだとやはり今の私たちが結婚しているピーク年齢を考えると、非常に遅い取り掛かりになってしまうんですね。ですから30手前でやってこられる方々がおっしゃるのは、いつ始めればいいのか分からなかったとか、もっと早くやっておけばよかったという、そういう後悔の言葉しか出てこないんですね。ですから、何を言いたいかというと、この「出会い・結婚応援の推進」にプラスして、早い段階での結婚知識を与えるライフデザイン教育の推進なども、この中に入れていただけたらなと思っております。

なかなかこどもたち、小さいうちに結婚教育どこからというのが始めたらいいか分からないというのは、あると思うんですけども、私先日、愛媛県の宇和島に行って婚育を中学生に行かせていただきました。というのも愛媛県の宇和島のこどもたちは、中学校を出ると松山の高校に行ってしまうとか、高校生になると親元を離れるということもさんたちが多いんですね。ですからその前の段階で結婚についての知識をちゃんと与えておかないと、親元を離れてからはもう自己責任というか自分たちでやるしかないということになってしまうということで、宇和島市に呼ばれて行ってたんですけども、そういうふうに結婚をあまり色っぽいものとして捉えすぎずに、自然にやってくるライフイベントですので、もう少し私たちがそのライフイベントを大事に教育していかないと、こどもたちの晩婚化というのはとまらないと考えております。

それから、先ほどからいろいろと皆さんのお話に出ています、5番目の「共働き・共育ての推進」のところにに関してなんですけれども、この共育てのところに男女夫婦でやるっていう意味がもし含まれているのであれば、その後に書いてある「男性の家事・子育てへの参加の促進」という文字は省いても構わないのではないかと、私は感じて皆さんの話を伺ってありました。今大企業さんが進めているサービスの一つとして、支援の一つとして、夫も妻も

忙しい時には外部サービスを利用するという夫婦が増えているんですね。そういう外部サービスにかかる費用を企業が支援するという大きな企業さんたちが増えてきております。そういう視点も福岡県の子育て世代の夫婦を支えていくという意味で、含めた支援をお考えでしょうか。外部サービスなどの支援をしている企業をまた支援するなどといった。

(こども未来課)

こども未来課でございます。今ご指摘の家事の外部委託の話でございますけれども、所管課は別なんですけど、私どもも少子化対策の中で他県の例というものを拾う中で、そういうサービスをすでにやっている県があるということは認識しております。そういう取り組みがあるよってというのは他の分野を含めて幅広に庁内でいろんな県の取り組みというのは共有をさせていただいております。県として今具体的にそういう施策をやっている例はなかったかと思っておりますけれども、そういうご指摘があったことを踏まえてこの計画の策定ですとか、そういったものを検討の中にご意見を踏まえさせて検討を進めていきたいと思っております。

(荒木委員)

ありがとうございます。あと1つだけ短く、婚活現場において女性が最近男性に求めるものの1つに共家事をしてくれる人とか、一緒に子育てをしてくれる人というのを、かなり条件に加えてくるんですね。何が言いたいかというと、男の子たちがかなりそれをプレッシャーに感じているというか、仕事も頑張らないといけないのに、年収もそんなに高くないのに家事まで求められるし、ここに男性の家事子育て参加と書かれると、これから大きくなっていくこどもたちの中で男の子たちというのは、かなりプレッシャーに感じるだろうし、そういった意味であんまり潰したくないなっていうのがあるものですから、今のこどもたちはきっと男女平等で男女参画っていうのを刷り込まれて育ってきていると思いますので、あえて文字ベースで書く必要はないんじゃないかなという気はいたしました。

(安河内委員長)

ありがとうございます。

(こども未来課)

先ほどの4の5のところですね、男性の家事、子育て参加促進というところについては、まだなんであれなんですけれども、確かにここ重複しているのではないかとご指摘、内部でも出ております。

先ほど結婚の話ですね、ライフプランセミナーですね。私どもは若い世代大学生とか専門学校生に対してですね、県としてもライフプランセミナーをやっておりまして、今荒木委員おっしゃったような視点で私どもやっているつもりではあるんですけれども、今委員の方が把握してあるところで、どこら辺でつまづいているとか、もしあればですね私どもの事業を説明してからこのご意見を伺えたらなと思っております。

それで実際に私どもの出会いのイベント等で機会を作っているんですけど、その中でもやっぱり結婚ということに対してなかなか出会いの場で上手く自分を発揮できなかったり場面もありますので、そういったケアとかもやっているんですけれども、そういった中でも結婚のことを考えたことがなかったという場面は時々私どもは把握しているところですので、ご意見ありがとうございます。

(川上委員)

あの今4の5番のところがありますけど、この下の方ですね。4の6の家庭や地域でこどもを育む環境を作るとあるのですが、ここに学校が入るとまずいんですかね。ちょっと思ったん

ですけど、例えば学生時代から性教育とか大事なんだと思うんですね。非常にちょっとこのあたり大事かと考えてまして、子育て支援センターの事業の一つで中学校と小学校の一室で子育てサロンというのをしています、中学生に抱っこしてもらったり親子とふれあってもらったり、小学生に親子と触れ合ってもらったりということをしていて、小学生とか中学生が非常にいい表情をして、先生がですね、この男の子がこんな表情をするんですかというような風に、すごく遊んでくれたりとか、意外と男の子の方が遊んでくれたりとか、そういうことが学校で見えるんですけれども、学校に地域の人が入っていったり、学校での性教育を含めて教室のところで、こどもを育む環境づくりって、地域になかなか今人がいなかったりもすることもないですか。地域でぽつんと親子だけがいたりとか、またちょっと難しいのかもしれないんですけど。

(安河内委員長)

はい、ありがとうございます。実は私も審議会でもそういうことを申し上げたんですけども、先ほどプレコンセプションケアというセンターができているという話で、大学とか短大に出前講義をなさっているという、それ自体すごく大事なことだと思うんですけども、やはり進学率が50%でなかなかそれ以上上がっていませんので、ということはこどもたちの半分は高校で就職するわけですね。ですからやはり高校までやっていただく必要があるかなと思いますので、ぜひ先ほどからライフプランであるとかライフデザインとかという話がありましたけれども、そういうものはやはり、あなたたちが自分で自分の人生を作っていくのだと、そのうちの一つに結婚というようなものもあるし子育てというものもあるし、というふうなことを、今の話もそうでしたけれども、ぜひもっと早い段階で入れていただくと自分で自分のことが決められる、そういう自立したこども、自立した人間になれるのではないかと思いますので、ぜひそのあたり検討していただければな、とても難しいと思いますけれども、ぜひ少なくとも高校生に対してやっていただけないかなというように思いました。

他にいかがでしょうか。

(沢田委員)

福岡県立大学の社会福祉学科の沢田と申します。私は学生なので、若者や子どもに近い目線から意見できたらいいなと思っています。先ほど皆さんがいろいろおっしゃっていたように、権利の主体は子供であるということや、子育てにおいてはお父さんお母さんどちらも自覚を持って育てていくことが大事だということについてその通りだと私自身も感じています。特に、子どもの権利について、子どもが自分自身の権利の行使に積極的になれなかったり、子どもが権利を主張できなかったりする理由として、権利自体についてそもそもよく知らないことや、権利についてまだ学ぶ機会が少ないことが要因としてあるのではないかと思います。先ほど、ライフキャリア等に関して学ぶ機会を提供されていたり、セミナーを開催されていたりするというお話があったと思うのですが、学生は就職や進学に目が行きがちで、なかなかそういったセミナーや講演会に積極的に参加しようという雰囲気にはならないのが現状かなと感じています。なので、もうすこしライフキャリアに対する意識が学生や若者の間でも高まるようになっていっていいなと考えています。例えば、学校における国語や算数の勉強とかと同じくらい自分の人生のことを考えておくことが大事だよっていうのを知っておきたいし、就職も大事だけれども就職してからの今後の生活について学ぶことができる機会や仕組があったらいいなってよく思います。やはり、就職して社会人になってから忙しい中でライフキャリアについて考えていくという友人も多いので、この事が相まって、結果的に結婚等が遅れてしまっている現状はあるのではないかと考えています。以上です。

(安河内委員長)

当事者からのご意見をいただいてありがとうございました。まだご意見おありかと思うん

ですけれども、少し時間がおしてまいりましたので、まだご発言いただいていない方もいらっしゃるかと思います、ご発言おありでしたら、どうぞ。

（中村委員）

福岡県商工会議所青年部連合会の中村といいます。私たち商工会議所青年部は、中小・零細企業、特に小規模事業者の団体でございます。先ほどいろいろ勉強になったんですけど、このこども計画の中の4番の6、家庭や地域が連携して、というところで先ほど学校も入れた方がいいんじゃないかという意見もありましたけど、企業も一緒になるのかなと。会社の社員とかのこどもさんたちと一緒に子育てできるような取り組みをしたらいいかなというふうに思いましたので、企業が入ってもいいのかなというのが一つ意見でございます。

あと僕こども五人いまして子育て真っ最中なんですけど、やっぱり一緒に子育てしていく上で、やはり夫婦のコミュニケーションって大事だと思うんですね。なので、そういう4番の1番にあるように、「次代の親の育成」のところでコミュニケーションの場の促進とか、子育てに関してそういう場があればいいかなというふうに思います。以上です、ありがとうございました。

（安河内委員長）

ありがとうございます。最初におっしゃった家庭・地域・学校・企業というのは、確かに地域の中にこれまで入っていたのだと思うのですが、やはり明記した方がそれぞれのところがそれぞれ取り組みをやりましょうということがはっきりするかなと思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。他に、いかがでしょうか。

（泉川委員）

福岡県私立幼稚園PTA連合会の泉川です。まず最初に一点、私勉強不足でして、4の（5）の「共働き・共育での推進」というところの中の、「共働き」ということに関しては県とか国というのは基本的に推進しているという認識であっているのでしょうか。

（こども未来課）

この表現でございますけれども、国が昨年12月に策定いたしました、こども未来戦略の中でまさに大きな柱の一つとして、国が「共働き・共育での推進」という言葉を使っております。共育てというのは本当に共とは限らないので、どうかというようなご意見もありますけど、この言葉自体は国がそういう使い方率先して使っているという意味で国としても進めている考え方ということで、県の方でもこれに倣っているということでございます。

（泉川委員）

ありがとうございます。幼稚園の現状といたしましては、通常どおりのプログラムのまま送迎で帰ってくるっていう時間がだいたい15時前後ってなってくると、そこに対応していくためには、基本的にどちらかが専業主婦であったり主夫になってないといけないというのが現状としてございます。その後預かり保育を利用した場合でも、なかなか今度は働く中で残業が難しいという中で、この共働き共育てを推進していくのであれば、残業のない社会を実現しないと達成ができないという現状がありますので、じゃあそうなってきた場合、なかなか中小企業においては、余裕のある人員の中で会社経営をしている方が少ないというところの中で、残業がなくても回る社会を実現するためには何かしらの支援というのが必要ですし、例えば、残業がない会社はブランド価値が上がるような発信を県としてしていただけることによってですね、会社も取り組みやすくなるとか、何かしらそういったことがあるとまた世の中が良くなるのではないかと思いますので、ちょっと意見とさせていただきます。

(安河内委員長)

確かにおっしゃった通りだと思います。残業はやはり非常に大きな問題だと思います。そのあたりもご検討いただいて、今、企業に対しては、出会い・子育て応援企業でしたか、そういうものだけじゃなくて、もっと別の視点でも企業を支援することを考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、そのあたりぜひご検討いただければと思います。

(林委員)

林と言います。発達障がい者支援センターから来ました。短く言わせていただきます。施策体系の基本方向のⅢの4に障がいのあるこどもへの支援というのが、しっかり出ていてこの委員会とは違う部分ではありますが、子育てしていく中で発達が気になる子どもはたくさんいます。保育所・幼稚園でもいるし、文科省が出している支援学級・支援学校等に行ってるお子さん以外で発達が気になるお子さんが8.8%いるという数字が出ているように、グレーゾーンといいますか、発達に支援が必要なお子さんがたくさんいらっしゃいます。多分この基本方向のⅢに入らないⅡの部分での「成長段階に応じたこどもへの支援」の中で、2の「幼児期までの育ちの保障」とか、あとは4の部分の「こどもの成長を支える環境の整備」の中で、家族、親が子育てしていく上で発達が気になる子の相談に乗ったり支援をしたりというところはとても必要なところで、多分この委員会で一緒に捉えていった方がいいのではないかなと思います。この取り組み事項の中で、私自身どう反映させたらいいかまで具体的なところまでは出てはこないのですけども、その辺（発達が気になる場合）の支援の部分、家族に対してもお子さんの育ちに対しても、そして相談できる機関の充実にしても、保護者の学習会とかペアレントプログラムの推進であったり、そういうことの取り組みを何らか反映できたらいいなというふうに思いました。以上です。

(安河内委員長)

はい、ありがとうございます。そのあたりも他の専門委員会でもちょっと被っているところあるかと思うのですが、ご検討いただければと思います。どうぞ福島委員。

(福島委員)

すいません、確認なんですけれど、もちろん共働き・共育での推進に一切異議をはさむものではないんですけども、この記載を見た人は専業主婦であれ専業主夫であれ、すごく疎外感を感じるんじゃないか、一人でやろうという人はものすごい疎外感を感じるんじゃないかと思うので、そういう是非多様性にもご配慮いただければと思いながら聞いております。

あともう1点が、確認なんですけど、子育て支援の議論はすごく多いんですけど、やっぱり育てる前に産んでいただかないと始まらないので、ぜひその辺りの議論の部分を増やしていただければと思います。以上2点です。

(安河内委員長)

ありがとうございます。先に産んでほしいというのはおっしゃるとおりかと思うので、そこはいろいろこれまでもなかなか難しいところがありましたけれども、でももう少し低年齢のところから教育をはじめるといようなことで、何かできるものがあるのではないかと思いますので、ぜひそのあたりも県の施策に検討事項としていただければと思います。

それから確かに共働きを推進というと専業主婦（主夫）には疎外感があるというのはだいぶ前から言われていることかと思うので、そのあたりの表現をどういうふうにするかということは、ちょっと検討の余地があるかなというふうに思います。国はもちろん推進しているかもしれないし、ずっと専業主婦（主夫）でいる人は確かに率が少なく、こどもが小さい時は専業主婦（主夫）でもそのうちパートなどで復帰するというケースが非常に多いので、どの段階でか共働きに入っているケースの方が多いと思うんですけども、そのような

中でずっと専業主婦（主夫）だった場合には肩身が狭いかなという感じはありますので、そのあたりもちょっとご検討いただければと思います。

（家中委員）

今回の先ほどの支援、プレコンセプションケアのセンターの設置とかいいことをすごくしているのに、情報が全く伝わってない。SNS、Instagram、TikTok、Lineは私登録しているのですが、Lineもあんまりですし、もっと発信してほしいなと思います。若者が拾いやすいように、その若者にアプローチをするので、もっと掴みやすいのがあればいいなと思いました。

（安河内委員長）

本当におっしゃるとおりですね、私はこんなこと知りませんでした。私は県のLine登録はしているんですけど、全然入ってこないのかなというふうに思うので、ぜひ何かもっと他のプラットフォームを使うとかあるいはLineでも、もうちょっとわかりやすくやっていただくとか。インパクト性を重視した発信の仕方というのを考えていく、若い人たちはSNSで情報を取ってきているので、どういう形でその世代にアプローチできるかということも考えていく必要があるかなと思います。

それでは申し訳ありませんが、ちょっと時間が超過してしまいましたけど、資料4、今後のスケジュールについてのご説明をお願いしたいと思います。

（こども未来課）

こども未来課でございます。最後に今後のスケジュールをかいつまんでご説明させていただきます。本日が7月の第1回審議会を受けた第1回の専門委員会で行いました。本日は基本的考え方、基本方向についてご議論をいただいたわけでございます。本日のご意見、他の専門委員会のご意見、審議会の意見を踏まえまして、事務局の方で計画骨子素案について作成いたします。

今の骨組みにさらに肉付きを加えたものを10月の専門委員会審議会に向けて策定してまいります。そして次回でございますけれども、この専門委員会ですが他の専門委員会も同様ですが3回開催を予定しております。そのうち2回目を10月、3回目の1月ということについて、合わせて本体審議会の方も10月と1月にあと2回あると予定しております。

開催の順番ですけれども、第1回は本体審議会から始まって専門委員会で行いましたが、あとの2回目、3回目はまず先に専門委員会を開催させていただいてから審議会も行うという流れにしておりますので、次は10月、先ほど申し上げましたとおり、いただいたご意見等を踏まえまして、結果と内容を作り込んだものを次回ご提示させていただいて、またそれについてご意見いただきたいと考えております。

さらにそれを受けて、いただいた意見を踏まえて作り込んだ最終完成版に近いものを答申案として1月に掲示、そこで最終的に意見をいただいて、計画は議会で議決をいただく議決計画となっておりますので、今年度中に最後、議会で議決いただいて福岡県こども計画を策定するという流れになっております。今後のスケジュールについては以上でございます。

（安河内委員長）

はい、ありがとうございます。今ご説明ありました今後のスケジュールについてはご質問等はあまりなさそうに思いますが、あるいはこれまでの全体を通して何かご意見とかご質問とか、この場で、資料2、3を通してなにかございますか。

また、もし今後何かお気づきの点や、ちょっと意見を言いそびれたなどございましたら、電話やメールで事務局へお願いします。

（こども未来課）

私ども、メール等で連絡しておりますし、また必要であれば電話でも結構でございますのでこども未来課の方をお願いしたいと思います。

(安河内委員長)

ということですので、もし何かございましたらご連絡いただければと思います。では本日はちょっと時間超過してしまいまして申し訳ありませんでしたが、全ての調査事項について、一応終了ということになりましたので、本日の専門委員会はこちらまで終了とさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては非常に活発なご意見・ご議論をいただきました。ありがとうございます。各委員からいろいろな重要な事項、ポイント、ご指摘があったかと思うので、県の方では、ご意見を参考にして、今後の計画の策定に反映させていただければと思います。

ありがとうございました。それではこれで事務局に進行をお返ししたいと思います。

(司会)

安河内委員長、誠にありがとうございました。

本日の議事概要につきましては、事務局にて取りまとめを行いまして、後日委員の皆様にご確認をいただく予定でございます。ご協力のほどよろしくお願い致します。

次回の委員会につきましては、本日皆様よりいただいた意見を踏まえまして施策案等を庁内の関係課等とともに調整の上ご提示させていただきたいと考えております。

最後に子育て支援課長の川越より閉会のご挨拶をさせていただきます。

(子育て支援課)

改めまして、本日は安河内委員長をはじめ委員の皆様ありがとうございました。終始ご熱心に積極的にいろいろなご意見を賜りましたこと、本当にお礼を申し上げます。今日いただいた意見をもとにいたしまして、今後の県のこども計画の策定に向けて、検討をしっかりと進めてまいりたいと思っております。また第2回と続いてまいりますのでそちらの方にも向かってですね、何かございましたらまた色々引き続きですけれども、先ほど委員長からもおっしゃっていただきましたけど、電話やメールお気軽におっしゃっていただければと思っております。最後のところでご意見いただいておりますが、我々も情報発信にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともどうか一つよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

それではこれもちまして第1回福岡県こども審議会出産・子育て支援専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。